

(案)

あま市男女共同参画推進条例（仮称）  
の制定に向けての基本的考え方（提言）

平成 年 月

あま市男女共同参画推進懇話会

# あま市男女共同参画推進条例（仮称）の制定に向けた基本的考え方（提言）

## 条例の名称について

男女があらゆる分野において意思決定への参加、すなわち「参画」することを「推進」し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とすること、また男女共同参画社会の形成は、「男女共同参画社会基本法」が基本となるものであることを踏まえて、「男女共同参画推進条例」の名称が条例の目的や理念をわかりやすく示していると考えます。

## 前文について

前文については、基本理念の理解と男女共同参画の推進の重要性の理解を深めることが必要であり、あま市の現状と課題、今後の方向性を明記することが必要と考えます。またできる限り市民にとってわかりやすい表現にすることが必要と考えます。

前文については次の事項を盛り込むことを提言します。

- 意識調査の結果を踏まえ、特に家庭、学校、地域、職場、しきたりや習慣の中に男性優遇の意識が高くなっていること。
- あま市でも人権尊重のまちづくりの理念のもと、人権啓発活動や、講演会の開催、職員に対する人権研修等の取り組みを行っていること。
- すべての市民が平等である地域社会を目指していること。
- 男女の固定的な役割分担意識や、男女の地位格差は時代とともに変化しつつあるが、依然として根強く残っていること。
- 少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応できる多様性に富んだ活力ある社会づくりが必要であること。
- 社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現が必要であること。
- 個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すこと。
- 「共創都市」あま市が住みよく、希望にあふれた心豊かなまちとなることへの願い。

## 目的について

目的については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- あま市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めること。
- 市、市民、事業者の責務について定めること。
- 男女共同参画施策についての基本的事項を定めること。
- 男女共同参画社会施策を総合的、かつ計画的に推進することを定めること。
- 男女共同参画社会の実現をすることについて規定する条例であること。

## 定義について

条例で用いられる重要な用語の意味を確定し、条例の正しい解釈・運用を行うために、用語の定義について説明する必要があると考えます。特に「男女共同参画」「市民」「事業者」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」については、重要な基本的事項であることから、明確にする必要があると考え、五つの用語について定義することを提言します。

- 「男女共同参画」 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
- 「市民」 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者。
- 「事業者」 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体。
- 「セクシュアル・ハラスメント」 性的な言動により相手に不快感を与え、生活の環境を害すること又はその相手に不利益を与えること。
- 「ドメスティック・バイオレンス」 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性に対して振られる身体的、精神的、経済的な暴力行為。

## 基本理念について

基本理念は、目指すべき男女共同参画社会の基本となる考え方となります。また、国や県と協調して男女共同参画社会を実現していくために、男女共同参画社会基本法で定めている五つの基本理念に沿ったものとする必要があると考え、次の事項を基本理念とするよう提言します。

- 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において差別的取り扱いを受けず、能力を發揮できる機会が保障されること。
- 固定的な役割分担意識が男女の社会における活動の妨げとならないよう配慮されること。
- 男女が社会のあらゆる分野において個人として能力を發揮でき、参画する機会が均等に確保されること。
- 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家庭生活と職業生活等他の活動に参画し両立することができるよう配慮されること。
- 男女共同参画の推進は、国際的視野の下に行うこと。

### 責務について

男女共同参画社会の実現は、市の施策だけでは不可能であり、市、市民、事業者が互いに連携協力して成り立つものであることから、それぞれの責務について明確に規定する必要があるため次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を、市民、事業者と協力連携して総合的に実施すること。
- 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に積極的に努めること。また、市が実施する施策に協力すること。
- 事業者は、基本理念にのっとり男女が職場における活動に平等に参画でき、家庭生活における活動と職場生活における活動が両立してできるよう職場環境を整備する必要があること。また、市が実施する施策に協力すること。

### 性別による権利侵害の禁止について

男女が互いの人権を尊重しあうことは男女共同参画社会の実現において不可欠であり、特にセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは根絶すべき人権侵害の重大な行為であるため次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- すべての人は社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならないこと。
- すべての人はセクシュアル・ハラスメントを行ってはならないこと。
- すべての人はドメスティック・バイオレンスを行ってはならないこと。

### 市民に表示する情報への配慮について

広く市民を対象とした情報の表示の中には、性別による固定的役割分担や女性に対する暴力を助長するようなもの、また性的側面のみを強調しているものが見受けられます。「表現の自由」との関係で非常に難しい問題ではありますが、公衆に対して表示される情報は、一般市民に与える影響が大きいため青少年の健全な育成のためにも、このような男女共同参画の推進を阻害する要因となる表現をしないような配慮が必要と考えます。よって次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- すべての人は、市民を対象とした情報の発信に対して、固定的な役割分担や異性に対する暴力を助長し又は連想させるような表現や、性的側面のみを強調し人権を侵害するような性的表現を行わないように配慮すること。

### 基本計画について

男女共同参画社会を実現していくためには、関係各課と連携をとり計画に沿って総合的に推進していく必要があると考えます。また市民や事業者等の協力が必要なことから計画策定や計画を変更した場合には市民や事業者の意見を反映し、公表する必要があると考えます。よって次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため基本計画を策定すること。
- 市は、基本計画を策定または変更する場合には市民、事業者等の意見を反映させるよう努めること。
- 市は、基本計画を策定または変更した場合にはこれを公表すること。

### 家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援について

あま市意識調査結果によると、家庭生活の役割を担っているのは、ほとんどが女性であることがわかります。共働き世帯が増加しているなど、ライフスタイルが変化している中で、このような性別による役割分担意識は、男女共同参画社会の実現を阻害する一つの要因になると考えます。そこで、男女が互いに協力し合い、社会の支援を受けながら家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立ができるように、市は必要な支援を行うことが必要と考え、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女が共に家庭生活における活動とそれ以外の活動が両立できるよう必要な支援を行うよう努めること。

### 教育及び学習に対する支援について

あま市意識調査結果において、男女が平等に協力し合っていくためには、子どもの時から平等意識を育てることが大切と41%の人が回答しているように、男女平等の理念を育むためには、幼児期からの教育や学習が重要になってきます。その中でも家庭教育の役割は子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから特に重要だと考えます。そこで、市は、男女共同参画への理解を深めるための学習支援を積極的に行い、家庭教育について学習する機会や相談体制の整備など必要な措置をとることが必要だと考え、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女共同参画について理解を深めるために幼児期からの学習において支援を行うよう努めること。
- 市は、家庭教育、学校や社会教育その他の教育において必要な措置をとるよう努めること。

### 生涯を通じた健康支援について

男女が生涯を通じて心身共に健康であることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であると考えます。男女は互いに性差を理解し、相手を思いやることが大切です。特に女性に関しては、妊娠、出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意して、互いに子どもを産み育てることに理解を深め、自らの意思で決定できるようにすることが必要だと考えます。そこで次の事項を条文に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女が互いに性差を理解し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、必要な支援を行うよう努めること。

### 情報提供及び広報活動

男女共同参画社会の実現には、市民や事業者との協力が不可欠なため、男女共同参画の推進を行っている市民や事業者に対して、市は、可能な限り支援をする必要があると考えます。また、一人ひとりの意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっていることから、市は、男女共同参画の基本理念を広めるために、広報等様々な方法で啓発活動を行い意識等を是正する必要があるとも考えます。そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民、事業者に対して情報提供や支援を行うこと。
- 市は、広く市民や事業者に対して広報活動を行うこと。

### 参画機会の拡大について

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に平等に参画できることが重要ですが、現実には、方針決定過程や特定の分野への女性の参画が進んでいないなど、男女間の格差が多く存在しています。そこで、女性の参画を積極的に促進していくため、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、市民・事業者と協力し、男女が平等に社会に参画する機会を確保するよう努めること。

### 推進体制の整備について

あま市が行う男女共同参画施策を総合的に推進していくためには、各機関が連携・協力し、市全体で取り組む必要があります。そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めること。

### 調査研究について

あま市の男女共同参画に関する市民の意識等を把握し、現状について調査研究し課題を的確に分析することによって、市が行う男女共同参画の施策に反映させることができると考えます。そこで次の項目を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究や情報収集を行うこと。

### 実施状況の公表について

男女共同参画社会の実現には、市民等との連携協力がなければ成り立たないことから、あま市が行う男女共同参画の施策やその成果について広く市民等が活用できるように公表していくことが必要だと考えます。そこで次の項目を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、基本計画に基づいた男女共同参画の施策について、推進状況等を把握し、毎年度公表すること。

### 相談の対応について

市は、男女共同参画の推進を阻害するような権利侵害について相談があった場合は関係機関と連携をとり、問題を解決したり被害者を救済することは極めて重要だと考えます。また、被害者が安心して相談できるためには、相談を受ける側の体制も整える必要があると考えます。そこで次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市は、男女共同参画の推進を阻害する権利侵害に関して市民等からの相談に対応するため、関係機関と連携をとり、専門的知識をもつ相談員の配置等支援体制の整備充実に努めること。

### 男女共同参画審議会について

男女共同参画を推進するために、幅広い分野からの意見を聴き反映させるために「男女共同参画推進審議会」を設置し、条例の中でその役割を規定することが必要だと考え次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 市長の諮問に応じ、基本計画の策定や変更、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要と認める事項について市長に意見を述べるために審議会を置くこと。

## 男女共同参画推進条例のしくみ

条例前文 市民に基本理念の理解と男女共同参画の推進の重要性の理解を求めます。

1条 目的 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めて男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

2条 定義 男女共同参画、市民、事業者、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス

3条 基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

4条 市の責務

5条 市民の責務

6条 事業者の責務

### 義務

7条 性別による権利侵害の禁止・・・ 性差別 ドメスティック・バイオレンス セクシュアル・ハラスメント

8条 市民に表示する情報への配慮

### 市の施策

#### 9条 基本計画

- ・ 数値目標の設定
- ・ 施策の基本的事項
- ・ 分野別の具体的な取組

諮問

答申

19条 審議会

#### 基本的施策の柱

- 10条 家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援
- 11条 教育及び学習に対する支援
- 12条 生涯を通じた健康支援
- 13条 情報提供及び広報活動
- 14条 参画機会の拡大
- 15条 推進体制の整備
- 16条 調査研究
- 17条 実施状況の公表
- 18条 相談の対応

20条 委任



<参考資料>

あま市男女共同参画推進懇話会の開催状況

	開催日	議題
第1回	平成23年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状伝達式</li> <li>・座長、座長職務代理者選出について</li> <li>・懇話会のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成23年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法について</li> <li>・他市の男女共同参画推進条例について</li> <li>・あま市男女共同参画推進条例（仮称）素案について</li> </ul>
第3回	平成23年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識調査からみるあま市男女共同参画推進条例（仮称）素案について</li> </ul>
第4回	平成23年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ワークショップの報告について</li> <li>・提言案について</li> </ul>
	平成24年2月中旬頃	市長へ提言

あま市男女共同参画推進懇話会委員名簿

職名	氏名	役職
座長	片岡 美和子	愛知男女共同参画人材育成セミナー受講者 あま市民生委員・児童委員 青少年健全育成推進協議会委員
座長職務代理者	太田 織江	愛知男女共同参画人材育成セミナー受講者
委員	青木 精三	あま市社会福祉協議会会長
委員	大角 佳生	あま市国際交流協会会長
委員	後藤 弘	行政相談員
委員	服部 光雄	あま市人権擁護委員
委員	村上 千代子	あま市女性の会会長
委員	吉川 朝博	あま市人権擁護委員
委員	鷺尾 秋香	あま市民生委員・児童委員協議会会長
委員	渡邊 みどり	愛知男女共同参画人材育成セミナー受講者 女性運転者友の会会長

(敬称略)

## あま市男女共同参画推進条例（素案）

### （前文）

日本国憲法には、すべて国民は、個人として尊重され、また法の下に平等であると明記されています。あま市では、この憲法の基本理念にのっとり人権尊重を基盤とした住みよいまちづくりに取り組み、すべての市民が平等である地域社会を目指してきました。しかしながら、依然として家庭、学校、地域、職場等における慣行の中に、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、男女が平等に社会に参画するには、なお一層の努力が必要になっています。

また、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に対応し得る多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、家庭生活や社会生活のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

ここに、わたしたちは、男女共同参画の推進にかかる基本理念を明らかにし、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会を共に創ることによって、「共創都市」をうたうあま市が、誰もが住みよく、希望にあふれた心豊かなまちとなることを願い、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、生活の環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性に対して振るわれる身体的、精神的及び経済的な暴力行為をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その

活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

(3) 男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に平等に参画できる機会の確保に努めるとともに、男女が家庭生活及び職場生活を両立できるよう職場環境を整備することに努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者等の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援)

第10条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と学校、地域、

職場等における家庭生活以外での活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び学習に対する支援)

第11条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(生涯を通じた健康支援)

第12条 市は、男女が互いに性差を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(情報提供及び広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民及び事業者に対し情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

(参画機会の拡大)

第14条 市は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず能力を発揮する機会が均等に確保されるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行なわなければならない。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

(相談の対応)

第18条 市は、男女共同参画の推進を阻害する権利侵害に関する市民、事業者等からの相談に対応するため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備充実に努めなければならない。

(男女共同参画審議会の設置)

第19条 市に、あま市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する必要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。